

基本手当日額の計算式及び金額

1 基準日が平成15年5月1日以後である受給資格者

(1) 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,070円以上 4,080円未満	$y = 0.8w$
4,080円以上11,830円以下	$y = (-3w^2 + 74,240w) / 77,500$
11,830円超 14,150円以下	$y = 0.5w$
14,150円超	$y = 7,075$

(2) 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,070円以上 4,080円未満	$y = 0.8w$
4,080円以上11,830円以下	$y = (-3w^2 + 74,240w) / 77,500$
11,830円超 15,560円以下	$y = 0.5w$
15,560円超	$y = 7,780$

(3) 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,070円以上 4,080円未満	$y = 0.8w$
4,080円以上10,600円以下	$\begin{cases} y = (-7w^2 + 132,880w) / 130,400 \\ y = 0.05w + 4,240 \end{cases}$ のいずれか低い方の額
10,600円超 15,070円以下	$y = 0.45w$
15,070円超	$y = 6,781$

(4) 基準日において30歳未満又は65歳以上である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,070円以上 4,080円未満	$y = 0.8w$
4,080円以上11,830円以下	$y = (-3w^2 + 74,240w) / 77,500$
11,830円超 12,740円以下	$y = 0.5w$
12,740円超	$y = 6,370$

(注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。

2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

2 基準日が平成13年4月1日以後平成15年4月30日以前である受給資格者

(1) 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,140円以上 4,210円未満	$y = 0.8w$
4,210円以上10,190円以下	$y = (-w^2 + 28,130w) / 29,900$
10,190円超 16,070円以下	$y = 0.6w$
16,070円超	$y = 9,642$

(2) 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,140円以上 4,210円未満	$y = 0.8w$
4,210円以上10,190円以下	$y = (-w^2 + 28,130w) / 29,900$
10,190円超 17,680円以下	$y = 0.6w$
17,680円超	$y = 10,608$

(3) 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,140円以上 4,210円未満	$y = 0.8w$
4,210円以上13,180円以下	$y = (-3w^2 + 84,390w) / 89,700$
13,180円超 19,280円以下	$y = 0.5w$
19,280円超	$y = 9,640$

(4) 基準日において30歳未満又は65歳以上である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,140円以上 4,210円未満	$y = 0.8w$
4,210円以上10,190円以下	$y = (-w^2 + 28,130w) / 29,900$
10,190円超 14,460円以下	$y = 0.6w$
14,460円超	$y = 8,676$

(注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。

2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

3 基準日が平成13年3月31日以前である受給資格者

(1) 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
3,190円以上 4,210円未満	$y = 0.8w$
4,210円以上10,190円以下	$y = (-w^2 + 28,130w) / 29,900$
10,190円超 16,070円以下	$y = 0.6w$
16,070円超	$y = 9,640$

(2) 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
3,190円以上 4,210円未満	$y = 0.8w$
4,210円以上10,190円以下	$y = (-w^2 + 28,130w) / 29,900$
10,190円超 17,680円以下	$y = 0.6w$
17,680円超	$y = 10,610$

(3) 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
3,190円以上 4,210円未満	$y = 0.8w$
4,210円以上13,180円以下	$y = (-3w^2 + 84,390w) / 89,700$
13,180円超 19,280円以下	$y = 0.5w$
19,280円超	$y = 9,640$

(4) 基準日において30歳未満又は65歳以上である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
3,190円以上 4,210円未満	$y = 0.8w$
4,210円以上10,190円以下	$y = (-w^2 + 28,130w) / 29,900$
10,190円超 14,460円以下	$y = 0.6w$
14,460円超	$y = 8,680$

- (注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。
 2 端数処理については、10円単位で四捨五入。

(参考2)

基本手当日額の計算式の根拠について

記1の基本手当の日額の計算式は、雇用保険法施行規則第28条の3第1項及び第2項の規定に基づき、次により導かれる。

1 2以外の受給資格者の場合（4,080円 \leq w \leq 11,830円）

(1) 給付率（80%から50%までの間で逡減する率）

$$\begin{aligned} &= 0.8 - 0.3 \times \frac{w - 4,080}{11,830 - 4,080} \\ &= \frac{-3w + 74,240}{77,500} \end{aligned}$$

(2) 基本手当日額（給付率に賃金日額を乗じた額）

$$\begin{aligned} &= \frac{-3w + 74,240}{77,500} \times w \\ &= \frac{-3w^2 + 74,240w}{77,500} \end{aligned}$$

2 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者の場合（4,080円 \leq w \leq 10,600円）

(1) 給付率（80%から45%までの間で逡減する率）

$$\begin{aligned} &= 0.8 - 0.35 \times \frac{w - 4,080}{10,600 - 4,080} \\ &= \frac{-7w + 132,880}{130,400} \end{aligned}$$

(2) 基本手当日額（給付率に賃金日額を乗じた額）

$$\begin{aligned} &= \frac{-7w + 132,880}{130,400} \times w \\ &= \frac{-7w^2 + 132,880w}{130,400} \end{aligned}$$

ただし、次により算定された額より高い場合は、次により算定された額とする。

$$\begin{aligned} &0.05w + (10,600 \times 0.4) \\ &= 0.05w + 4,240 \end{aligned}$$